

事務総局会議（第1回）議事録

日時	平成31年1月15日（火）午後2時00分～午後2時53分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、澤村家庭局第一課長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 高等裁判所長官事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 平成30年度裁判所所管補正予算（第2号）について 笠井経理局長説明（資料第3）</p> <p>4 平成31年度裁判所所管予算について 笠井経理局長説明（資料第4）</p> <p>5 國際知財司法シンポジウム2019の開催について 門田行政局長説明（資料第5）</p> <p>6 労働審判員研修会の開催について 門田行政局長説明（資料第6）</p>
結果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 裁判官会議付議 3, 4 ◎ 了承 1, 2, 5, 6
	秘書課長 徳岡 治

高等裁判所長官事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
2 期日 平成31年3月14日 (木)
3 場所 最高裁判所
4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
5 出席者 高等裁判所長官 8人
 随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

日 (曜日)	時間 11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
14日 (木)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領(案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年3月7日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	10:00 ~ 12:15	12:15 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
7日 (木)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

事務総局会議資料 第3
(/ 月 / 日開催)

資料 1

平成30年度裁判所所管補正予算（第2号）について

(単位:千円)

区分	金額	備考
当初予算額	321,210,516	
1次補正後予算額	321,484,416	
補正要求額	△259,978	
修正追加額	843,961	裁判所施設費 (裁判所施設の耐震化に関する緊急対策) 522,870 裁判所施設の耐震化 千葉地方・家庭裁判所佐原支部庁舎 ほか4施設 物件費 (裁判運営の充実強化) 321,091 裁判支援機器の整備等、サイバーセキュリティ対策
修正減少額	△1,103,939	不用による既定経費の減少 人件費 △1,056,510 物件費 △47,429
2次補正後予算額	321,224,438	

平成30年度補正予算（第2号）（案）施設主要案件

(単位：百万円)

裁判所施設の耐震化に関する緊急対策

523

裁判所施設の耐震化

改修による耐震化

5 施設

地家裁支部 (千葉) 佐原 (S38)

(仙台) 気仙沼 (S50)

簡 裁 (東京) 新島 (S50)

(青森) 野辺地 (S49)

研 修 所 総 研 大 阪 分 室 (S47)

平成30年度補正予算（第2号）物件費主要案件

(単位：百万円)

○ 裁判運営の充実強化 321

1 裁判支援機器の整備等 240

(1) 事件関係備品の整備 118

(2) 民事裁判手続等のIT化に向けたウェブ会議用パソコンの整備 121

2 サイバーセキュリティ対策 81

事件関係システムのOS対応改修等 81

(注) 四捨五入の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

資料1

平成31年度予算案について

(単位:百万円)

区分	平成30年度 当初予算額	平成31年度 予算額案	比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	321,211	325,574	4,363	1.4%	1,118

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)
※< >内は「補正予算計上額」

<u>○ 民事事件関係経費</u>	3,437 (前年比 +238) <	126 >
◇ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など		
<u>○ 刑事事件関係経費</u>	4,405 (前年比 +379) <	1 >
◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費など		
<u>○ 家庭事件関係経費</u>	6,288 (前年比 △83) <	5 >
◇ 家事調停関連経費など		
<u>○ 事件共通関係経費</u>	15,181 (前年比 △177) <	118 >
◇ 各種事件処理に共通する諸経費		

2. 裁判所施設の整備

<u>○ 裁判所施設の耐震化等</u>	17,480 (前年比 +2,088) <	797 >
---------------------	-------------------------	-------

3. その他の機構維持等に必要な経費

<u>○ 職員人件費</u>	262,969 (前年比 +609) <	0 >
<u>○ 司法修習生関係経費</u>	4,993 (前年比 +18) <	0 >
<u>○ その他の機構維持等経費</u>	10,821 (前年比 +1,293) <	72 >

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

<u>○ 増員</u>	99人
判事	40人
書記官	15人
事務官	44人

※判事補から判事への振替25人、速記官から書記官への振替2人を含む

<u>○ 定員合理化</u>	70人
----------------	-----

平成31年度予算案使途別分類表

裁判所所管 一般会計

(単位:千円)

区分	31年度予算額	前年度予算額	比較増△減額 (対前年度)	比率
予 算 額	325,574,169	321,210,516	4,363,653	1.014
人 件 費	271,072,102	270,577,447	494,655	1.002
人 件 費	262,968,845	262,360,143	608,702	1.002
そ の 他	8,103,257	8,217,304	△ 114,047	0.986
施 設 費	17,480,346	15,392,321	2,088,025	1.136
裁 判 費	19,764,433	19,050,740	713,693	1.037
裁判旅費	267,979	266,517	1,462	1.005
裁判庁費	14,055,069	13,592,946	462,123	1.034
そ の 他	5,441,385	5,191,277	250,108	1.048
旅費・庁費等	17,249,288	16,182,008	1,067,280	1.066
旅 費	2,364,364	2,336,951	27,413	1.012
庁 費	9,684,818	8,887,688	797,130	1.090
そ の 他	5,200,106	4,957,369	242,737	1.049
予 備 経 費	8,000	8,000	0	1.000

平成31年度予算（案）施設主要案件

1 裁判所施設の耐震化

(1) 建替えによる耐震化

(新規分) 2 庁

地家裁支部	(大 津) 彦	根	(33)
	(津) 伊	賀	(34)

(継続分) 4 庁

地家裁支部	(神 戸) 柏	原	(33)
	(名 古 屋) 半	田	(32)
	(熊 本) 玉	名	(32)
簡 裁	(福 井) 大	野	(32)

(2) 改修による耐震化

(継続分) 3 庁

本 庁	最 高 裁	(32)
	大 阪 高 地 裁	(33)
	熊本地裁（保存庁舎）	(31)

2 庁舎新設

(新規分) 1 庁

本 庁	津 地 家 裁	(37)
-----	---------	------

(継続分) 5 庁

本 庁	(東 京) 中目黒分室（仮称）	(33)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(35)
地家裁支部	(広 島) 福 山	(34)
	(松 江) 浜 田	(33)
簡 裁	(札 幌) 静 内	(32)

3 庁舎増築

(継続分) 1 庁

本 庁	熊 本 家 裁	(33)
-----	---------	------

資料4

平成31年度予算案主要経費

(単位:千円)

	平成31年度 予 算 額	平成30年度 当 初 予 算 額	平成30年度 第2次補正予算額
<事件関係経費>			
家事調停委員手当	5,040,566	(5,061,492)	< - >
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,662,278	(1,663,669)	< - >
民事調停委員手当	1,324,266	(1,409,753)	< - >
裁判員等の日当・旅費	665,335	(668,372)	< - >
裁判員法廷等IT機器経費	254,829	(186,963)	< - >
労働審判制度関連経費	226,051	(230,527)	< - >
民事裁判手続のIT化関連経費	28,706	(48,600)	< 121,189 >
<情報システム関連経費>			
J-NET運用等経費	2,365,008	(2,556,363)	< - >
督促手続オンラインシステム	593,977	(177,403)	< - >
保管金事務処理システム	381,171	(274,954)	< - >
裁判事務支援システム (次期裁判所事件処理システム)	253,288	(244,363)	< - >
音声認識システム	229,531	(239,838)	< - >
裁判所ウェブサイト	207,793	(27,734)	< - >
裁判員候補者名簿管理システム	173,574	(156,822)	< - >
人事事務処理システム	146,655	(114,387)	< 38,582 >
新民事執行事件処理システム	131,503	(136,716)	< - >
裁判事務処理システム(刑事)	102,160	(89,236)	< - >
裁判事務処理システム(民事・家事)	101,478	(136,875)	< 9,863 >
<司法修習関連経費>			
修習給付金関連経費	3,364,246	(3,364,710)	< - >
修習資金貸与金関連経費	1,027,246	(1,028,038)	< - >
<その他>			
庁舎維持管理等経費	5,904,947	(5,527,546)	< - >
光熱水料	3,236,534	(3,157,079)	< - >

(平成31.1.15行一印)

国際知財司法シンポジウム2019の開催について

- 1 主催 最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット
- 2 日程 平成31年9月24日(火)から同月27日(金)まで
- 3 場所 弁護士会館講堂クレオ
- 4 プログラム概要

(1) 1日目(9月24日・非公開プログラム)

中国、韓国、インド、オーストラリア及びASEAN加盟10か国の裁判官との知的財産紛争に関する意見交換など

(2) 2日目(9月25日・公開プログラム)

裁判所が主体となり、日本、中国、韓国、インド及びオーストラリアの裁判官及び弁護士による知的財産紛争を題材とした模擬裁判及びパネルディスカッションなど

(3) 3日目(9月26日・公開プログラム)

法務省が主体となり、ASEAN加盟10か国の裁判官による講演、パネルディスカッションなど

(4) 4日目(9月27日・公開プログラム)

特許庁が主体となり、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア及びシンガポールの裁判官による講演、パネルディスカッションなど

5 参加者等

(1) 被招へい者

中国、韓国、インド、オーストラリア及びASEAN加盟10か国の裁判官を予定

(2) 傍聴人

国内外の法曹関係者、研究者及び知的財産制度に关心を有する民間企業関

係者等各日 550 人程度

(

(

事務総局会議資料 第6
(/ 月 / 日開催)

(平成31. 1. 15行一印)

労働審判員研修会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成31年4月から同年6月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研修事項 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する新任の労働審判員

事務総局会議（第2回）議事録

日時	平成31年1月22日（火）午前10時00分～午前10時38分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、永野司法研修所長、古財裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 裁判官研修に関する報告事項について 永野司法研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 平成31年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項について 古財裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
記入欄	秘書課長 徳岡 治

【配布資料】

裁判官研修に関する報告事項

- 1 派遣型研修のうち、判事を対象とする次の研修（派遣先：東京理科大学）について、平成31年度以降の実施を取りやめる。
 - 知的財産権専門長期研修（期間：4か月程度、定員：1名）
- 2 派遣型研修のうち、判事又は判事補を対象とする次の研修（派遣先：理化学研究所）について、対象者を判事に、定員を3名に増やして実施する。
 - (変更前)
知的財産権専門短期研修（期間：2週間、定員：2名）
(変更後)
研究機関短期研修（期間：2週間、定員：3名）

事務総局会議資料 第2
(/ 月々日開催)

【配布資料】

平成31年度における裁判所職員(裁判官以外)研修の実施に関する重要な事項(案)

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、司法研修所との合同実施の場合は、司法研修所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの(各2日から5日程度)

ア 管理業務系

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 首席書記官(1本)

(イ) 首席家裁調査官(2本)

(ウ) 事務局長(1本)

(エ) 次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等(2本)

(オ) 次席家裁調査官等(1本)

イ 研修事務系

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官(1本)

(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの(各2日から4日程度)

ア 管理業務系

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等(3本)

(イ) 主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等(2本)

(ウ) 主任家裁調査官(1本)

イ 研修事務系

研修事務を担当する中間管理者等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な

実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画、実施を指導する立場にある者（2本）

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別に4本）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの（各2日から5日程度）

ア 裁判事務系

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家事、少年を担当する書記官及び家裁調査官（家事1本、少年1本）

b 民事、刑事、家事を担当する書記官（民事2本、刑事及び家事各1本）

c 家裁調査官（特定のテーマについて3本）

d 速記官（1本）

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家裁調査官（経験3年程度の者を対象者とするもの1本）

b 執行官（執行官、新任執行官をそれぞれ対象者とするもの各1本（なお、総括執行官を対象とするものは、隔年で実施しており、平成31年度は実施しない。））

イ 事務局事務系

事務局事務の分野について、総務、人事又は会計の事務を担当する係長等（担当事務ごとに1本）

ウ 研修事務系

研修事務を担当する係長等（1本）

(4) 新採用職員を対象者とするもの

総合職の新採用職員を対象として裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施するもの（3日程度を1本）

(5) その他

ア 情報化関係

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する。

- (ア) 情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員（2日程度を1本）
- (イ) 情報化推進の役割を担当する職員（各3日程度を2本）
- (ウ) 裁判事務支援システム（少年事件部分）の導入事務を担当する職員（各2日程度を4本）

イ 採用試験事務関係

採用試験事務を担当する管理職員を対象とし、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を目的として実施するもの（1日程度を1本）

2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む。）

又は各高裁とし、本数は各高裁において定める。

(1) 管理者層を対象者とするもの

次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善を目的として実施するもの（1日程度）

(2) 中間管理者層を対象者とするもの

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者を対象者とするもの（5日程度）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの

ア 裁判事務系

裁判事務の分野について、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

- (ア) 書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。11日程度）

(イ) 家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。3日程度）

イ 事務局事務系

(ア) 事務局事務の分野について、新たに係長に任命された者を対象者とするもの（3日程度）

(イ) 総務、人事又は会計の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官を対象者とするもの（2～3日程度）

(4) 事務官層を対象者とするもの

ア 仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する（3日程度）。

イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る（期間は実施機関が適宜定める。）。

(5) 新採用職員層を対象者とするもの

総合職を除く新採用職員を対象者として職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する（5日程度）。

3 自府研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する研修。実施場所は研修を実施する府。本数は実施府において定める。

(1) 裁判事務又は事務局事務の分野について、比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの（3日程度）

(2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの（3日程度）及び採用直後の職員を対象者とするもの（2日程度）

(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの（期間及び対象者は実施府において定める。なお、高裁が自府及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある（いわゆる高裁ブロック研修）。）

4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、

期間、職員は、最高裁において定める。

5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。本数はテーマ等を勘案して裁判所職員総合研修所において定める。

(1) 書記官及び家裁調査官の合同による実務研究（7月程度）

(2) 書記官による実務研究（1年程度）

(3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（8月程度又は1年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

エ 更生保護をテーマとして行うもの（2月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

【参考】

1 書記官任用試験（CA）関係

書記官任用試験（CA）の第2次試験合格者を対象として、書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定するための試験（50日程度。この間、各合格者の所属庁において実務研修を実施）

2 書記官及び家裁調査官の養成

(1) 書記官の養成

ア 裁判所書記官養成課程第一部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、平成31年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた大学法学部卒業者等を対象者とする。1年）

イ 裁判所書記官養成課程第二部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、平成30年度及び平成31年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受け

た大学法学部以外の学部卒業者等を対象者とする。2年)

(2) 家裁調査官の養成

家庭裁判所調査官養成課程（平成30年度及び平成31年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた家裁調査官補を対象者とする。2年）

以 上

事務総局会議（第3回）議事録

日時	平成31年1月29日（火）午前10時00分～午前10時45分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、中野経理局参事官、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 平成30年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 平成31年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 新裁判官の配置について 村田総務局長説明（資料第3）</p> <p>4 最高裁判所事務総長への委任について 村田総務局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3, 4</p> <p>◎ 了承 1, 2</p>
秘 嘉 課 長 徳 岡 治	

事務総局会議資料 第1
(7月29日開催)

平成30年度外国出張計画

出張

国際会議等 合計2人

家事調停についての国際会議並びにシンガポール家庭裁判所における家事手
続及びIT化に関する実情調査（シンガポール共和国、約5日間）【家庭局】

裁判官2人

事務総局会議資料 第2
(7月29日開催)

平成31年度外国出張計画

出張

国際会議等

合計4人

- 1 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL), 倒産実務家国際協会(INSOL)及び世界銀行が共催する国際倒産についての国際裁判官会議(シンガポール共和国, 約5日間)【民事局】 裁判官2人
- 2 ニューヨーク大学ロースクール等主催国際会議並びに米国知的財産権訴訟の制度及び実情調査(米国, 約1週間)【行政局】 裁判官1人
- 3 フォーダム大学ロースクール主催国際シンポジウム(米国, 約5日間)【行政局】 裁判官1人

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	小	池		裕
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚
裁判官	深	山	卓	也

第二小法廷

裁判官	大	谷	直	人
裁判官	山	本	庸	幸
裁判官	菅	野	博	之
裁判官	三	浦		守
裁判官	草	野	耕	一

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代	子
裁判官	山	崎	敏	充
裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	林		景	一
裁判官	富	崎	裕	子

裁判官会議議決事項案

裁判官以外の裁判所の職員が所持する裁判事務に関する書類の廃棄についての通達の発出に関する事項については、最高裁判所事務総長に委任する。